平成２１年（フ）第１３５号
新潟県村上市岩船中新町２番５号
債務者　初瀬　仁志
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１３８号
新潟県阿賀野市緑町５番32号
債務者　渡部　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第２０５号
長野県上田市下之郷乙557番地１　桜団地51号
債務者　山岸　春夫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２０６号
長野県上田市秋和1373番地２　グランデュールＢ204号、前住所長野県上田市上野79番地１　ナリッシュパークＡ―103号
債務者　菊地　信二
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２４２号
長野県上田市下塩尻186番地１
債務者　關口久美子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２３４号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野681番地７
債務者　井上　幸生
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
兵庫県明石市魚住町西岡993―２
債務者　筧　　ミネ
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
神戸市西区井吹台西町３丁目25―６
債務者　岡野　美和
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
兵庫県明石市魚住町西岡1979―３
債務者　松本　健志
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
神戸市西区学園西町７丁目１―751―301
債務者　中道　正宏
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
兵庫県明石市大久保町西島826三戸口荘21
債務者　川嶋　　登
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
神戸市西区伊川谷町有瀬804―107
債務者　岩田　忠男
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
神戸市西区玉津町出合57―３
債務者　太田　裕美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
兵庫県明石市林２丁目４―10
債務者　角脇　良市
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
兵庫県明石市西明石南町２丁目10―13プレステージ西明石駅前Ⅱ602
債務者　岩永　愛輝
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
兵庫県明石市二見町東二見８番地県住１棟109号
債務者　西岡　修子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
兵庫県明石市二見町東二見８番地県住１棟109号
債務者　大東　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
兵庫県明石市和坂208―３アメニティコート西明石３号棟703
債務者　杉下　和夫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係